


小坂町農業委員と農地利用最適化推進委員を募集!

～あなたの力を農地利用の最適化に～

農業委員会等に関する法律が改正され、町議会の同意を要件とする町長の「任命制」へ変更になりました。また、農地利用の推進などを職務とする農地利用最適化推進委員が設置されることとなります。

次期農業委員と農地利用最適化推進委員を募集しますので、ご応募ください。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
対 象 者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項・その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる20歳以上の方(令和2年7月20日現在)	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる20歳以上の方(令和2年7月20日現在)
定 数	10人	4人
応 募 資 格	次のいずれかに該当する方は委員となることはできません。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 ②禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方	
応 募 方 法	①自薦または推薦(団体推薦または推薦日に3人以上の連名による推薦)による。 ②規定の様式に必要書類を添えて持参により、提出先に提出してください。 ※規定の様式は、農業委員会事務局で用意しています。	
応募受付期間	3月26日(木)～4月21日(火) (応募状況は4月13日頃から随時、小坂町ホームページ等で公表します。)	
選任の方法	農業委員会委員選考委員会により候補者を選考し、小坂町議会の同意を得て、7月20日付けで小坂町長が任命します。 ※法律の規定等により、選考にあたって次のような条件があります。 ・認定農業者が過半数を占めなければなりません。 ・農業委員会の所掌する事務について利害のない方を含まなければなりません。 ※法律の規定等により、選考にあたって次のような条件に配慮します。 ・青年就農者を含むように配慮します。 ・委員の数が、区域別に偏りがないように配慮します。	農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考し、小坂町農業委員会が委嘱します。 ※農業委員と両方に応募できますが、兼務することできません。 
主 な 役 割	①農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査のため、委員会の会議に出席 ②農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放棄地の発生防止・解消に向けたパトロールや所有者等への働きかけ ③担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするための活動、指針の作成等 ④農地中間管理機構との連携	農業委員と連携し、担当する区域の農地利用の最適化の推進活動を行う。 ①農地の権利移動等の申請地の現場確認や推進委員としての意見提出 ②遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや所有者等への働きかけ ③担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
任 期	令和2年7月20日～令和5年7月19日	委嘱の日～令和5年7月19日

お問い合わせ・
提出先

小坂町小坂字上谷地41-1
小坂町農業委員会事務局(TEL29-3913) または観光産業課農林班(TEL29-3912)